

小樽商科大学商学部准教授 今本 啓介

第5回

厚生年金基金の解散に伴って支払を受けた残余財産の 分配金は退職所得ではなく一時所得とされた事例

—東京高判平成18年9月14日判決 (TAINS : Z888-1252)*—

■ 1. 事実関係

原告Xは、退職後、勤務していた会社の設立した厚生年金基金（以下「本件基金」という。）から第一種退職年金の支給を受けていたが、会社の経営悪化等から厚生労働大臣に対し本件基金の解散の認可を申請し、認可を受けた。本件基金は各受給権者等に対し各受給権者等の分配金額を通知したが、その際当該分配金の全部又は一部を一時金として受領するか、又は連合会からの年金給付を受けるかを選択するよう求めた。そこで、Xは一時金としての受領を選択し、分配金（以下「本件分配金」という。）を受領し、所得税確定申告において本件分配金にかかる所得を所得税法31条上のいわゆる「みなし退職所得」として申告した。所轄税務署長の被告Yはこれを「一時所得」として更正処分等（以下「本件処分」という。）を行ったため、Xは所定の手続後本件処分等の取消しを求めた。

なお本件基金では、加入員期間8年以上の加入員が加入員でなくなった時に、国の老齢厚生年金と同じ設計が要求される基本年金額と企業の退職金制度としての役割を果たす加算年金額を合算した第一種退職年金が支給され、第一種退職年金の受給権を有する者等は、年金給付に

代えて選択割合に応じた選択一時金の支給を受けることができる。本件基金が解散した場合は、最低責任準備金を厚生年金保険法162条の3第1項により連合会に納付し、基金の債務を弁済した後に残余財産がある時は、これを解散した日において受給権者等に分配しなければならず、受給権者等からの分配金の支払の申出がある場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

■ 2. 争点

主たる争点は、本件分配金が「みなし退職所得」にあたるか、特に所得税基本通達（平成14年課個2-22ほか3課合同による改正前のもの。以下「通達」という。）31-1においてみなし退職所得に含まれるとされる「将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの」に本件分配金が含まれるかである。

一審（東京地判平成18・2・24判時1969号50頁）は次のように判示し、一部認容した。「Xは、本件分配金を受領するに当たり、これを一時金で受け取るか、又は連合からの年金給付（加算年金部分）で受け取るかを選択する余地があったところ、一時金で受け取ることを選択し、以後の連合会からの年金給付について

は、加算年金に相当する額の支給を受けないこととしたものであり、「本件分配金のうち、選択一時金の金額に相当する部分については、将来の加算年金の総額に代えて支払われたものと評価することが十分に可能である」。Y控訴。

■3. 判決の要旨(一部取消：納税者敗訴)

「本件分配金は、本件基金の解散に伴う残余財産の分配一時金であり、本件基金の解散により最低責任準備金を連合体に納付した後の残余財産の清算金としての性質を有するものと解されるから、本件基金の解散という事実がその支払の原因であって、Yの……退職を原因として支払われたものでないことは明らかである」。

「本件分配金にかかる所得は退職所得に該当するものと言うことはできず」、「また、『営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの』であるから、本件分配金にかかる所得は……一時所得に該当するものというべきである」。

■4. 評 釈

本判決は、厚生年金基金の解散に伴って支払を受けた残余財産の分配金が、年金給付の支給に代えての選択一時金と同様に「みなし退職所得」とされるかが問題とされたものである。「みなし退職所得」について、所得税法31条はその一つとして「厚生年金保険法第9章の規定に基づく一時金で同法第122条に規定する加入員の退職に基因して支払われるもの」を挙げており、これについて所得税基本通達31-1は、この一時金には「退職の日以後当該年金の受給開始日までの間に支払われるもの」及び「年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの」

が含まれるとしており、将来年金給付の総額に代えて支払われるものを広く「みなし退職所得」としている。

厚生年金基金が解散した場合、その分配金は、Xのような退職者たる受給者のみならず、基金の加入員、年金受給開始待機者に対しても公平に分配される。そのため、原則的には厚生年金基金解散による分配金はあくまでも基金解散により生じたものであり、退職との因果関係はないと思われる。

一審判決は、Xが本件分配金を受領するに当たり、これを一時金で受け取るか、又は連合会からの年金給付で受け取るかを選択する余地があったところ、一時金で受け取ることを選択し、以後の連合会からの年金給付については加算年金に相当する額の支給を受けないことにしたことから、本件分配金のうち選択一時金の金額に相当する部分について、将来の加算年金の総額に代えて支払われたものと評価することが可能であるとして、選択一時金と同様の扱いをしている。しかし、厚生年金基金が存続する状態で年金給付に代えて一時金の受取りを選択することは、自らの計画を元にした積極的な判断であるが、厚生年金基金が解散したために一時金として本件分配金を受け取ることを選択することは、分配金を連合会からの年金給付として受け取る場合の額が未知数である中で消極的な判断であり、選択一時金をみなし退職所得として捉えることには疑問を感じるころである。また、本件分配金の場合、あくまでも厚生年金基金解散時の残余財産の分配であり、時価換算をした際に変動が生じることから、通達にいう「将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの」には当たらないと思われ、一審判決よりも控訴審判決の方が妥当であるといえよう。

*判例時報1969号47頁